

橋下・維新の会による「教育基本条例案」の撤回を求める（談話）

報道によれば、橋下知事が率いる大阪維新の会は、9月20日から始まる府議会に「教育基本条例案」を提案する方針を決めたとされている。

その内容は、「教育行政から政治が遠ざけられ、教育に民意が十分反映されない不均衡を改善すべき」などとして、「知事が、府教委との協議を経て『高校が実現すべき目標』を設定」「教育委員が目標実現の責務を果たさない場合は、議会の同意を得て罷免できる」とするなど、政治が、教育の内容にまで踏み込んで、全面的な介入を行うことをねらったものとなっている。

これは、戦前の軍国主義教育への痛苦の反省の上に築かれた、「教育は不当な支配に服してはならない」という、戦後民主教育の根底をなす大原則を侵す暴挙であり、断じて容認できない。

また、条例案は、教職員について、「職制や定数の改廃、予算の減少で過員が生じた時は、議会の議決を経て免職とすることができる」と、“余剰人員”を理由とした“リストラ”を容認するとともに、「同一の職務命令に3回違反した場合はただちに免職」とするなど、教職員の身分保障を破壊するものとなっている。

そもそも公務員の身分保障とは、公務員が、その時々々の権力に左右されることなく「全体の奉仕者」として職責を果たせるためのものであり、それを否定することは、上からの命令に“もの言わぬ”公務員づくりをすすめるものである。また、施策の都合による解雇が可能となれば、安心して職務に専念することは不可能となり、「君が代」起立・斉唱命令への違反などを理由に解雇が行われれば、教育の自主性は否定され、教育内容がゆがめられることは明らかである。

さらに、「3年連続で入学者数が定員を下回り、改善の見込みがない府立高校を統廃合する」ことが盛り込まれているが、競争と序列化の教育政策、入試制度の多元化、公私間競争が煽られるもて、「つくられた定員割れ」を理由に学校がつぶされれば、高校進学希望者の「学ぶ権利」が奪われる事態となることは明白である。また、学校間の不正常な「生徒獲得競争」激化は、学校の本来の教育活動をゆがめるものである。

府立高校の全校長を「公募」とし、「教員採用権を持たせる」こともあげられているが、そもそも学校の責任者である学校長には、教育者としての知見が不可欠であり、それを無視した「学校経営」や「人事」は、現場を混乱させ、生徒の教育に支障を生ずることは明らかである。

以上に述べたように、条例案は、教育への政治介入、政治による教育支配をねらうものであるが、その先にあるのは、侵略戦争美化の「つくる会」教科書採択の動きに見られるような憲法否定の教育反動化、財界の求める「人材」育成に向けたさらなる競争と選別の強化、教育現場に弱肉強食の市場原理を持ち込む学校リストラなど、大阪の府立高校教育をゆがめ、子どもたちの「学ぶ権利」を奪う、教育破壊である。

府高教は、このような「条例案」の撤回に向け、オール教育現場の共同はもとより、広範な父母・府民との共同、全国の仲間との共同を大きく広げ、たたかいに全力をあげるものである。